

分類別熱中症対策事例

1.作業環境管理

④休憩場所の整備

【概要】労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

- ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。
- イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。
- ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水などの備付け等を行うこと。（出典 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」）

■休憩場所の施設

- 作業場所が広く、休憩場所が遠いので、作業場所近くの屋内にビニールハウス（スポットクーラーを常時稼働させている）を設置して作業中の休憩場所としている。（運輸業）
【写真 10】
- 高層大型ビルの解体作業では、現場の事務所脇に休憩場所の建屋を設け、また別に解体中のビルの利用できる場所にも休憩場所を設置し、更に臨時に作業場所近辺の木陰で臨時に休憩できるようにするなど、休憩場所を複数ヶ所設置している。（建設業）【写真 11】
- 休憩場所を作業現場の敷地内に設けることができない場合は、現場外の近隣にあるマンション等の一室を借り上げて休憩場所として利用できるようにしている。（建設業）
- 狭い現場であっても建設物傍のスペースに、アウトドア用テントや足場の材料を利用し、支柱に遮光ネットを張って日陰を確保できるようにした仮設小屋を設置し、休憩場所としている。足場資材を利用した仮設小屋は、簡単に設置でき、広さは1間四方程度からなど柔軟性が高い。（建設業）【写真 12】
- 基礎工事や外構工事など、常設の休憩場所を設置できないような環境では熱中症の発症リスクが高いと考えられることから、敷地の一部にワイヤーと遮光ネットを用いた簡易的な休憩場所を設置している。高さを一定程度確保することで、重機作業時にも支障なく使用可能である。折りたたむことで強風時の対策も可能である。（建設業）【写真 13.14】
- 小規模な現場においても、可能な範囲で休憩場所の設置に努め、例えば建物脇にプレハブ休憩所を設置したり、建設中の建物の中に設置したりするなど工夫している。（建設業）
【写真 15】

分類別熱中症対策事例



【写真 10】休憩場所の確保（スポットクーラー）



【写真 11】解体中のビル内休憩場所



【写真 12】休憩場所（1間×1間）完成



【写真 13.14】休憩場所を確保（一定の高さを確保して日よけとなる遮光ネットを設置）

【写真 15】建設物の中に休憩場所を設置

■ 休憩場所の設備など

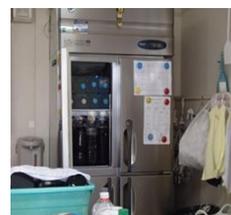
- 休憩場所には、業務用扇風機、ミスト扇風機、製氷機、冷水器、長椅子、長机を設置している。（建設業）【写真 16.17.18】
- 休憩場所にはエアコン、スポットクーラー、扇風機、大型送風機、冷蔵庫、製氷機、ウォータークーラー、ベンチや椅子を設置している。休憩場所脇には飲料自動販売機も設置している。（建設業、運輸業：港湾運送業）【写真 19.20】
- 排水施設を利用できる休憩場所では、散水パイプを利用して場内を冷やしている。休憩場所の湿度が上がるのと、床が滑りやすいので注意が必要である。（建設業）
- 排水施設を利用できる休憩場所では、シャワー場を設け、身体を冷却できるようにしている。（建設業）



【写真 16】業務用扇風機・スポットクーラーを設置



【写真 17】解体中のビル内休憩場所



【写真 18】冷蔵庫の設置

分類別熱中症対策事例



【写真 19】屋外にある建設事務所前に飲料自動販売機を設置

【写真 20】休憩場所に飲料自動販売機の設置

■ 休憩場所の常備品

- 塩飴、保冷剤、経口補水液、体温計、血圧計を会社で購入して常備している。（建設業）

【写真 21.22.23.24】

- 保冷剤、経口補水液、塩分入りゼリー飲料、塩飴、非接触式体温計を常備している。（建設業）

【写真 25】



【写真 21】冷蔵庫の設置/塩飴常備

【写真 22】クーラーボックスを設置

【写真 23】経口補水液等を会社支給で常備

【写真 24】塩タブレット等の設置



【写真 25】塩飴で塩分補給